

難しいと、紛失してしまったり置き忘れといったようなことも度々あると、そういったようなことにも配慮した対応すべきだといったような御指摘をいただいております。そういったものを踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○猪瀬直樹君 やり方が非常に、その本来業務に対して、やらなきゃいけないの大変だと言っているだけで、どうやったらいいのか、そういうことをもう少し言ってほしいですね。分かりました。マイナンバーカードと健康保険証の一体化について伺います。

先日の本会議で申し上げましたが、この一体化自体は、普及率を一〇〇％に持つていくために重要な英断として評価しております。ところが、マイナンバーカードを持たない国民のために、健康保険証の廃止に伴い新たに資格確認書の提供開始が本改正案において予定されております。この資格確認書はこれまでの紙の保険証と何が違うのか、改めて具体的に御説明をお願いします。厚労省、お願いします。

○政府参考人(日原知己君) この資格確認書でございますけれども、最も異なりますのは、やはり、これ様々な御事情の方にお出しますので、御本人からの申請に基づいて交付する仕組みというふうにしてございます。

それから、他方、その有効期間、これは一年を限度として各保険者設定することとしておりますけれども、これは現行の保険証における取扱いなどを参考にしたものでございます。それから、記載事項についてでございます。それから、これも健康保険証の今の記載事項等を参考にいたしまして、氏名、生年月日、被保険者等記号・番号などについて記載すると。それから、様式も国が定めることとしてありますけれども、基本的にはマイナンバーカードの受診が基本になりますので、この素材、こうした基本は紙としているということで考えてございます。更に具体的な記載事項は今後検討してまいりたいと考えております。

○猪瀬直樹君 被保険者からの申請が必要である

こと以外は余り現行の保険証との違いはないように思われますが、マイナンバーカードの普及に向けてせっかく保険証を廃止するという英断を行ったのに、こういう資格確認書というようなものを無制限に出しては、いつまでたってもマイナンバー導入の三大目的の一つである行政の効率化というのは実現しないんじゃないですかね。

一定期間の経過措置はやむを得ないとしても、今後、永久にこの資格確認書の発行を続けるつもりかということをやっと疑問に思っているんですけど、それとも一定のめどが立つたら廃止してマイナンバーカードに一本化するのかということ、その場合、具体的にどのような状況になったから一本化を行うのか、これは河野大臣にお尋ねします。

○国務大臣(河野太郎君) この資格確認書は、例えばマイナンバーカードをなくされた方とか、あるいはベビシッターさんが家族の代わりに付いていく、薬局に薬を受け取りに行く、そういうケースを想定しておりますので、恐らくこの資格確認書というものはしばらくの間は続くんだろうと思います。

何かドラスチックにやり方が変わるということが将来あれば、またそこは検討の余地はあるかと思いますが、今の仕組みで紛失の場合あるいはベビシッターさんなどの対応の場合というのはこれでやるのかなというふうに思っております。

○猪瀬直樹君 しばらくつてどのくらいだというふうに想定していますか、河野大臣。

○国務大臣(河野太郎君) 今の仕組みが続いている間はいくうふうに思っております。

○猪瀬直樹君 そういうことであると、この資格確認書というのはずっと残りそうな感じがいたしますがね。

マイナ保険証のメリットとしては偽造防止も挙げられていますが、現在の紙の保険証は簡単に偽造できるし、また、ちまたでは外国人が保険証を売買しているというふうなことも聞いていますが、このような不正利用は制度の根幹に関わ

る重大な問題であると考えております。

健康保険証の不正利用の実態、その件数や不正に利用された保険給付額などについて厚労省に説明をお願いしたい、求めます。

○政府参考人(日原知己君) 全ての保険者について把握がちよつとしているわけではございませんけれども、市町村国民健康保険におきましては、平成二十九年から令和四年までの過去五年間で五十件の不正利用確認されてございまして、事例として、御家族や職場の同僚の健康保険証を使って医療機関等を受診された、あるいは健康保険証を偽造して医療機関を受診されたケースなどがあつたと承知してございます。

○猪瀬直樹君 外国人が売買しているというのもあつたでしょうか。どうなの。

○政府参考人(日原知己君) そのほかに、無保険の外国人の方が别人的健康保険証を借りて受診したというケースも把握してございます。

○猪瀬直樹君 初めからそう言えはいじやないですか。付け足さなきゃ、聞かなきゃ、また言わなかつたやうなですか。

運転免許証についても来年からマイナンバーカードとの一体化が始まると、そういうことなんだけど、健康保険証と同様にいずれば廃止してマイナンバーカードに一本化すべきと思いますが、これまでの質疑では、国家公安委員長が免許そのものは廃止しないと答弁されております。

なぜ保険証は廃止できて免許証は廃止できないのか、その両者の違いについて御説明をいただきたい。これは警察庁になりますね。

○政府参考人(小林豊君) お答えいたします。

昨年四月に改正されました道路交通法において、運転免許を受けようとする方や運転免許証を所持する方から申請があつた場合にマイナンバーカードと運転免許証の一体化を行うこととされております。

こうした制度は令和六年度末までに施行される予定であります。現在、施行に向けての準備を進めているところであります。

委員御指摘の健康保険証と運転免許証の違いについてであります。まず、健康保険証の廃止に当たりましては、先ほど来の御質疑にありましたとおり、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療等を受けられるよう、資格確認書を提供する制度を併せて導入することとされているものと承知しております。

他方で、運転免許証につきましては、現在の免許証が、マイナンバーカードと同様、ＩＣチップを組み込むことにより偽造対策を講じているとともに、顔写真を券面に表示することにより、実際に運転をしている方が運転資格を有するかを、たとえ通信が困難な状況においても現場で確認することができるようとなっております。こうした運転免許証について、健康保険証の廃止と併せて導入する資格確認書と同様の対応を取ることができると、慎重な検討が必要となると考えております。

いづれにしても、今後の運転免許証の取扱いにつきましては、改正法の施行状況等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○猪瀬直樹君 ちよつと最後のところよく分らなかったんだけど。要するに、健康保険証は資格確認書と併用できるけど、免許証はそういうわけにいかない。免許証はチップが入っていると。マイナカードにもチップが入っていると。それは共有できるということになりますよね。そのところをもうちよつと説明いただきたいね。

○政府参考人(小林豊君) 先ほど申しました趣旨は、マイナンバーカードを持たずに、持たれない方が、その代わりに、例えば運転免許証資格確認書を、健康保険証と同じような資格確認書を持つということとなった場合に、その資格確認書について現在の運転免許証と同じようなＩＣチップを組み込むような、偽造を防止し、かつその通信ができないところでも確認ができるような内容のものができるかどうか、こうしたことについての検討が必要だろうということでありまして。